

## 民生委員（民生委員・児童委員）の主な活動について

### 1 県主催研修会等の受講

- ① 主任児童委員研修会、経験年数別研修会（いずれかの研修を受講、年1回）
- ② 県社会福祉大会へ参加（各単位民協で2名程度、年1回）
- ③ 東濃地域子ども虐待防止研修を受講（各単位民協で2名程度、年1回）・・・3年間実施なし

### 2 市全体（多治見市民生児童委員協議会）での活動

- ① 会議等
  - ・総会（年1回）
- ② 研修会
  - ・全体研修会（年2回）
  - ・部会別〔高齢者福祉・障がい児(者)福祉・児童福祉、地域福祉〕研修（いずれかの部会に所属し研修を受講、年1回）

### 3 単位民協（地域民生児童委員協議会）での活動

- ① 小学校区ごとに設置された13の単位民協に所属し、毎月の定例会に出席（年12回）
- ② 地域行事への参加・協力  
単位民協の主催事業に参加したり、区・町内・学校等の主催事業に協力したりする。
- ③ 視察研修（各単位民協で異なる、年1～2回程度）

### 4 各委員個人での主な活動

- ① 担当地区の高齢者・障がい者等の見守り（委員によって異なる、月1～2回程度）  
担当地区内の一人暮らしの障がい者や高齢者、児童、妊産婦等、見守りが必要な方の把握、声掛け、安否確認、相談機関の紹介等をする。
- ② 活動の記録の記入と提出（単位民協で集計）  
日々の活動を記入し、次の活動につなげていく。
- ③ 行政機関が発行する確認書類への署名  
※委員によって異なる、年に数回（0の場合もある）  
児童扶養手当認定請求にかかる申立書等の内容を聞き取り署名する。

### 5 活動保険への加入

- ① 民生委員・児童委員活動保険  
活動中のケガ、賠償事故、個人情報漏洩、不法行為を受けたとき

※市役所が加入手続きをします。

### 6 その他

職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。